

行政収集等の在り方の見直しにあたっての考え方

1. 現状

現状において、資源ごみの収集・回収については、行政収集以外でも、集団回収や店頭回収といった回収手法が併存しています。集団回収は行政の補助事業である一方で、店頭回収や新聞販売店の自主回収は事業者の自主事業として実施されています。このことも含めて、家庭から排出される資源ごみは処理されています。

そのため、資源ごみの収集・回収について、行政の事業以外の事業者の回収も含めて資源ごみの処理フローを総合的に捉えることが必要です。

2. 市民の責務

ごみの収集・回収について検討するにあたっての常に留意すべき点は、家庭より排出されるごみの排出者は市民であることです。よって市民の主体的な取組みにより、適正な排出が行われなければならないと考えます。

3. 行政の責務

廃棄物処理法から見た資源ごみの収集は、行政にその責務があります。ただ、行政の責務とは、市民から発生した廃棄物の処理を、市民の租税を基に行政が責任をもって行うものです。行政の責務は、その根拠として市民の生活があり、それは一続きのものです。このことについて、常に意識する必要があります。

資源ごみの収集について、行政が関与することだけにとどまらず、現状において行政が関与していないことも含め、実態を捉える必要があると考えます。その上で、行政が自らの責務を果たすなかで、行政以外の主体の事業について総合的な位置づけを行い、必要な場合は行政の責務を補完するものとして、その活動が継続的なものとなるよう支援等について検討するものです。

ごみの削減は、全ての市民に関わる者であり、多くの市民の取組みによってはじめて達成されるものです。そのため、市民、事業者が主体的な役割を果たし、ごみの発生量の抑制・減量に繋がるような効果的な取組みがなされるよう、資源ごみの収集の在り方等の検討をする必要があります。

4. 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画における基本方針

基本方針

『市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築』

一般廃棄物処理基本計画の基本方針において、「計画の推進にあたり、市民・市民団体・事業者・行政が、それぞれの責務を果たすとともに、効果的な連携・補完が可能となるよう、相互の関係を再構築することを基本方針とし、ごみの発生抑制・排出抑制・資源化に努め、

基本理念の達成を図っていくものとします。」と記載されています。（*下線は事務局追記。）

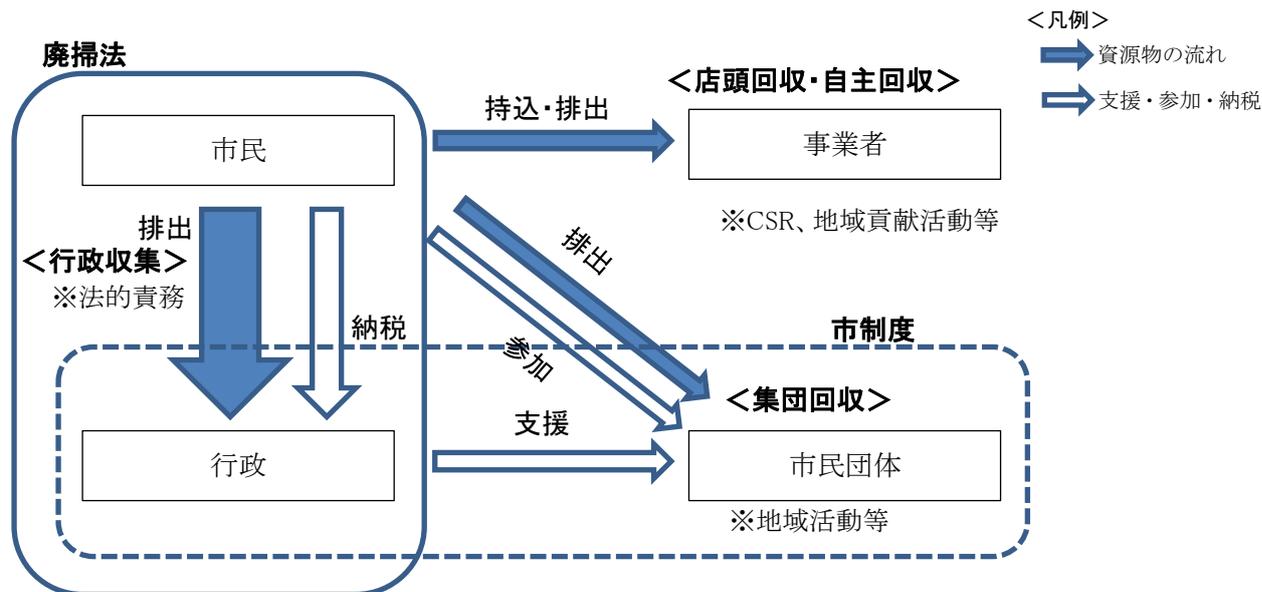
ごみ収集の在り方等検討委員会における検討においても、同様に、基本方針となる考え
方です。

5. 在り方検討委員会の課題意識

市民から排出されたごみは、主としては行政収集により回収されていますが、それだけ
ではなく、市民団体による集団回収、そして、事業者の自主的な取組みである店頭回収や
自主回収によっても回収されています。特に事業者の活動については、市民からの適正な
排出を支援する自主的な取組みであることについて、当たり前のことと捉えられがちであ
るため、積極的に評価すべきものと考えます。

市民・市民団体・事業者・市の活動により、市民のごみの排出は支えられていることを
前提として各主体の前向きな活動を促進するために、ごみの収集の在り方について検討す
ることを本委員会の課題意識とします。

<参考:武蔵野市における市民から排出された資源物収集・回収の主体のイメージ>



6. 課題に対する姿勢

行政施策は、社会的課題の解決のために、導入され、実施されてきました。

しかし、事業を取り巻く制度や市民の意識は変化しています。ゆえに、事業が課題の解決に資するものであるか、常にその意義を明らかにしなければなりません。また、既存の事業であっても、その事業の大枠にこだわるのではなく、事業の意義及び効果を意識して、事業の実施の是非も含めて、より良い在り方を検討し、必要な場合は見直しを行う必要があると考えます。

また、事業者が行うものであっても、市民の資源ごみの排出の受け皿として、行政収集を補完する意義を有しするのであれば、事業者に対する支援策についても行うべきと考えます。

事業の意義そして効果をより明らかにするなかで、各主体の参画を求め、市民全体での取り組みとする必要があります。

7. あるべき姿

資源ごみの収集・回収に関する望ましい取り組みは、各主体の前向きな活動によりごみ発生量の削減を行いながら、適正な分別が徹底されるというものです。誰もが、その立場に応じて、参加が可能です。そして、各主体は、自らの取り組みの効果を実感しながら、積極的に取り組みを行い、それが好循環となり、取り組みの質が向上していくものです。

また、個々の取り組みと共に、幅広い市民・事業者の参画によって、ごみ減量が果たされるものと考えます。そのためには、お互いの活動を理解し、認め合いながら、継続的に取り組みが行われていかなければなりません。各主体が相互に支え合いながら、ごみ減量という同じ目標を目指す活動の輪をつなげ、広げていくことを目指していきます。

現状の取り組みを踏まえながら、より良い制度に向けた、前向きな見直しの検討を行います。

<目標とする方向性>

- ① 取り組みについての意義が明らかである。(市民：取り組みを通じて、ごみの現状を意識することで、ごみの減量・資源化、ひいてはごみの発生抑制に繋げていく。事業者：事業活動に関わる資源物の回収を行うことで、市民の環境意識の高揚を図るとともに、行政収集の一端を補完し、地域への貢献を行う。)
- ② 誰もが参加でき、無理なく活動を続けることができる。
- ③ お互いの活動を理解し認め合うことで、各主体が取り組みに対するモチベーションを上げる。
- ④ ごみ減量という同じ目標を目指す活動の「輪」をつないでいく。

8. 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画の体系における検討課題の位置づけ

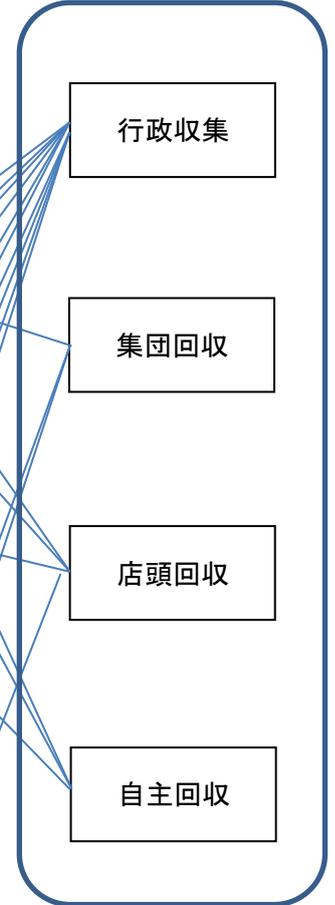
基本理念
『環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す』

基本方針
『市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築』

<検討課題>

『ごみ収集の在り方等』

基本施策	施策	計画事業（案）
2. ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	(1) 排出者責任の明確化(ごみ発生量の減量の徹底)	不要となった紙製容器包装・ペットボトル・トレイ・缶等の店頭回収を極力行うことと、発生抑制に努めるよう、販売店への誘導 ごみや資源物を減らす、各主体の自主的な取り組みを推進するための支援や仕組みについての研究
	(2) ごみと資源物の取り扱いの適正化	資源物の収集頻度の見直しの検討
		不燃ごみの収集頻度の見直しの検討
		資源物の有料化の検討 ごみ・資源物の減量につながる経済的インセンティブの導入についての検討
4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減	(1) ごみ処理・資源化経費の経済性の向上	ごみ処理経費の軽減
	(2) 収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減	資源ごみの収集頻度の見直し検討
		不燃物の収集頻度の見直し検討
	(3) 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	資源物の回収
	(4) 小型家電リサイクルの検討(新規)	拠点回収の実施の検討
		小型家電の行政収集手法の検討(採算事業としての民間事業を含めた)
	(6) 集団回収のあり方の検討	集団回収事業の意義の明確化とコストについての考え方の整理(集合住宅の管理組合等と地域型活動団体の活動内容を比較した補助金の見直しの検討。)
集団回収事業の継続		
(7) 拠点回収のあり方の検討	拠点回収のあり方についての検討(拡大生産者責任の下、事業者の自主的な回収の促進)	



*「武蔵野市一般廃棄物基本計画 4-2 計画の体系」の該当部分を抽出し、それに基づき作成。